

ヒブワクチン、子宮頸がんワクチン、肺炎球菌ワクチン等の 定期接種化を求める意見書

現在、日本では、細菌性髄膜炎で毎年約1,000人の乳幼児が発症し、患者の25%が後遺症に苦しみ、5%の尊い幼い命が失われている。こうした細菌性髄膜炎を予防するヒブワクチンは、既に多くの国で定期予防接種され効果を挙げている。

また、子宮頸がんでは、毎年約3,500人の女性が亡くなっているが、その原因の約7割が、ヒトパピローマウイルス（HPV）による感染とされ、この発生を予防するワクチンについても既に多くの国で接種が開始され効果を挙げている。

なお、接種対象者は10代前半が効果的とされており、義務教育期間中の女子中学生に対する定期接種が行われることにより、子宮頸がんの発生を大きく減少させることが期待できる。

さらに、肺炎は日本で死亡原因の第4位となっているが、その背景には高齢化の進行があり、65歳を超えると肺炎による死亡率が急激に高くなる。このため、事前に肺炎の予防が可能な肺炎球菌ワクチンの接種の必要度は高い。

また、小児の場合は、肺炎球菌によって引き起こされる重篤な感染症に、肺炎、髄膜炎、菌血症などがあり、肺炎球菌感染のリスクを抑制するため予防接種の必要性が高い。

しかしながら、これら必要度の高いとされる予防ワクチンは、日本ではいずれも任意接種のため公的支援が十分ではなく、予防接種の普及が進んでおらず、一刻も早く予防接種法の定期接種対象疾患に位置づけるとともに、ワクチンの安定した供給体制を確保することが必要となっている。

よって、国においては、予防可能な病気で毎年多くの人が命を落とすことがないように、必要な法律改正を行い、公的支援の対象とするとともにワクチンの安定供給の方策を講じるよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成22年 3月26日

東京都羽村市議会議長 船木 良 教

内閣総理大臣
厚生労働大臣
財務大臣

あて